

令和2年3月13日

建設工事等の受注者 様

高知市上下水道局

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の  
一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止措置等について」（令和2年3月5日付通知）に基づき、建設工事等の一時中止措置等を行っているところでありますが、令和2年3月10日に開催された国の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、今後概ね10日間程度のイベント開催の自粛要請継続の方針が示されました。

このことを踏まえ、下記のとおり中止期間の延長等の取扱いを講じることとしますので、建設工事等担当課長に申し出てください。

なお、当該通知への対応につきましては、別添のとおり高知市上下水道局検査技監より各建設工事等担当課長あてに通知を行いました。

記

- 1 既に一時中止措置を実施している受注者に対しては、各建設工事等担当課から一時中止の期間を最長で令和2年3月19日まで延長ができることを伝え、受注者の意向を確認します。その上で、受注者から延長の申し出がある場合には、「受注者の責めによらない事由によるもの」として取り扱うものとし、一時中止措置等を講ずることとします。
- 2 令和2年3月5日付け通知に基づく、一時中止措置等を実施していない受注者についても、今後受注者が自ら建設工事等の一時中止措置の申し出をすることができます。  
この場合における一時中止の期間は、令和2年3月19日までの期間とします。